

健習発第1030001号  
平成15年10月30日

各 { 都道府県  
政令市  
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局総務課  
生活習慣病対策室長

### 地域における行政栄養士業務の基本指針について

地域における行政栄養士（地方公共団体において地域住民に対する栄養指導等に従事する管理栄養士等をいう。以下同じ。）の業務については、平成15年10月30日付け健発第1030001号「地域における行政栄養士の業務について」をもって厚生労働省健康局長から通知されたところであるが、さらに、行政栄養士が果たすべき具体的な役割について、別紙のとおり「地域における行政栄養士業務の基本指針」を定めたので、この旨御了知のうえ、その適切な運用に努められたい。

なお、市町村及び都道府県が行う関係業務については、厚生省保健医療局長から「地域における栄養改善業務の推進について」（平成7年6月29日健医発第832号）により既に通知しているところであるので、本通知と併せて業務の適切な運営が図られるとともに、各都道府県においては、管下市町村（政令市及び特別区を除く。以下同じ。）等に対する周知及び適切な支援をお願いする。

おって、平成12年12月27日健医地生発第77号通知「地域における行政栄養士業務の基本指針について」は廃止する。

## 地域における行政栄養士業務の基本指針

この指針は、地方公共団体において健康づくり及び食生活改善業務を推進するにあたり、行政栄養士が、都道府県、政令市、特別区の本庁及び保健所並びに市町村においてそれぞれ担うべき業務に係る基本的な考え方とその具体的な内容を示したものである。

### 1 市町村における行政栄養士の業務

市町村における行政栄養士は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）第17条に基づき、健康教育、生活習慣の改善等の健康相談、栄養指導等を通じて住民の健康づくり及び食生活改善に対する直接的な支援を行うとともに、地域の保健、医療、福祉及び教育等関係機関又は関係団体並びに企業等の関係者並びに住民との連携を密接にして、地域における健康づくり及び食生活改善を積極的に推進すること。また、市町村健康増進計画（法第8条第2項に規定する市町村健康増進計画をいう。以下同じ。）等の策定及び実施にあたり、専門的な知識及び技術を活かし、事業の円滑かつ効果的な運営を図ること。

#### （1）地域における実態の把握及び分析

健康診査や栄養指導等各種事業を通じて収集する情報を分析するとともに、保健所又は都道府県での調査結果及び種々の統計資料等を活用して、地域の栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する事項の実態を把握及び分析し、各地域における栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する課題を明確化すること。

#### （2）事業の施策化及び計画の策定

（1）において明らかになった栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する課題に重点を置いて、計画の策定、事業の企画立案、予算化など具体的な施策の推進に積極的に参画すること。さらに、市町村健康増進計画の他、母子保健に関する計画、市町村老人保健計画（老人保健法（昭和57年法律第80号）第46条の18第1項に規定する市町村老人保健計画をいう。）、市町村老人福祉計画（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の

8 第 1 項に規定する市町村老人福祉計画をいう。)、市町村介護保険事業計画(介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 1 1 7 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。)など各種計画(以下「市町村の各種計画」という。)の策定にも積極的に参画し、住民及び地域の関係機関又は関係団体や行政栄養士以外の市町村の職員と十分に連携して地域住民の健康増進を図ること。

### (3) 政策評価

施策化した市町村の各種計画については、住民参加を積極的に推進する観点から、住民にとって身近でわかりやすい具体的な目標設定及び実施結果の評価に積極的に参画するように努め、次の計画の策定につなげること。

### (4) 生活習慣の改善に関する健康教育、健康相談及び栄養指導

法第 1 7 条において、管理栄養士、栄養士その他の職種の市町村の職員は、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する事項につき住民からの相談に応じ、及び必要な栄養指導その他の保健指導を行うこととされた。

このことから、行政栄養士は、住民が健康づくり及び食生活改善に積極的に取り組むよう、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士その他の市町村の職員と十分に連携して、生涯を通じた様々なライフステージにおける、あらゆる健康状態の住民を対象として、生活習慣の改善に関する健康教育、健康相談及び栄養指導等の保健指導を行い、地域住民の生活習慣の改善を促進すること。その際には対象者のニーズを踏まえ、個別、集団指導を適切に組み合わせて栄養指導を行うこと。

特に、「2 1 世紀における国民健康づくり運動(健康日本 2 1)」(以下「健康日本 2 1」という。)において示した(1) 栄養・食生活、(2) 身体活動・運動、(3) 休養・こころの健康づくり、(4) たばこ、(5) アルコール、(6) 歯の健康、(7) 糖尿病、(8) 循環器疾患、(9) がんの各目標を参考に、健康的な生活習慣の形成に住民自らに取り組めるよう、栄養評価・判定等の専門的な知識及び技術を活かして、個々の住民の身体状況、栄養状態等に応じた指導に努めること。

また、ライフステージに応じた取り組みについては、次の点に留意しつつ指導を進めること。

#### ア 妊娠期及び出産期、乳児期及び幼児期

次世代育成支援対策推進法(平成 1 5 年法律第 1 2 0 号)に基づく次

世代育成支援対策や母子保健部門における国民運動計画（健やか親子21）の考え方にに基づき、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るために、母性並びに乳幼児の健康の確保及び増進を図る観点から、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした生活習慣の改善に関する健康教育、健康相談及び栄養指導等の保健指導を行うとともに、育児不安の軽減という育児支援の観点も含め、母乳育児や離乳食の進め方など子育てを行っている家庭に対する食生活に関する指導を行うこと。特に家庭、保育所、育児サークルやボランティア等との連携により、地域が一体となった子育て支援を進めるとともに、育児困難な家庭に対しても親子関係や養育環境等に配慮した食生活支援を進めること。

#### イ 学童期、思春期

心身の成長や生活環境の変化等が原因となって、朝食の欠食、過度のダイエットや肥満につながる食べ過ぎや運動不足、飲酒、喫煙等の健康上問題となる行動が起こりはじめる時期にあることから、健やかな心と体の発育又は発達を促進する食生活が生活習慣として定着するよう、家庭、学校等と一体となって、「食生活指針」等に基づいた具体的な取り組みを進めること。

#### ウ 成人期

食べ過ぎ、飲み過ぎ、運動不足、ストレス、喫煙の常習化、食事の偏り等の健康上問題となる行動が蓄積される時期であり、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病の予防を図る観点から、各種の普及啓発活動、健康教育等の対象者の健康・栄養状態や生活習慣に応じた指導を通じて、自分の健康を自分で守る意識を育てるとともに、職域との連携により働き盛りの世代に対する健康や食生活に関する学習の機会を提供し、行動変容の支援に努めること。

#### エ 高齢期

痴呆や寝たきりを予防し、高齢期の生活の質（QOL）の向上を目指した健康づくりを進める観点から、摂食機能又は嚥下機能<sup>えんげ</sup>等身体の機能が低下していることなどに応じた多様な食品を組み合わせることによる栄養量の確保など、高齢者やその家族等における指導を進めること。

なお、支援が必要な高齢者に対しては、必要に応じて配食サービス等

を通じて高齢者の栄養の確保及び食生活の支援が図られるよう、適切なサービスが提供される仕組みづくりを進めること。

#### (5) 健康なまちづくりと地区組織等の育成

住民参加によるまちづくり・計画づくりが一層重要性を増していることから、健康づくり及び食生活改善のための住民の自主的・相互協力的な取り組みを支援するため、食生活改善推進員、健康づくり支援者（ヘルスサポーター）等の健康づくり及び食生活改善運動を推進するボランティア組織等の育成及びそのネットワーク化を進めること。

特に、地区組織活動の特性を理解し、各種団体の自主性及び自律性を尊重しつつ、これらとの連携を進め、住民が主体となった健康なまちづくりの推進に積極的に参画すること。

#### (6) 連携体制づくり

市町村は健康づくり及び食生活改善に係る行政サービスの第一次的な提供窓口であることから、行政内部における関係部門の横断的な連携による総合的なサービス提供に努めること。また、日常の活動を通じて住民を含め、学校保健、産業保健をはじめ、医療、福祉、食品衛生、労働衛生、農林水産、環境等関係機関又は関係団体並びに企業の関係者との情報交換を進め、密接な連携体制づくりに努めること。

#### (7) 健康危機管理

食中毒、感染症、飲料水汚染、災害等の飲食に関する健康危機に対して、日頃から自治会、食生活改善推進員等のボランティアとの連携を密にするとともに、健康危機の発生時には、住民、関係機関等からの情報収集及び提供が迅速に行える体制づくりに積極的に参画すること。

## 2 都道府県、政令市、特別区の保健所における行政栄養士の業務

地域における健康づくり及び食生活改善の推進の中で、保健所は管内における関係機関又は関係団体等との連携を強化及び充実するための中核的な機関としての役割を担うとともに、健康情報の収集、分析及び提供並びに市町村に対する技術的支援等を通じ、管内の健康づくり及び食生活改善の拠点としての役割を担う必要があり、そのため保健所における行政栄養士は、法第

18条及び第19条に基づき、「栄養・食生活」に関わる諸問題について、専門性の高い知識と技術により、市町村や関係機関等の広域的調整を行うこと。

特に、保健所の管内における行政栄養士の業務を効果的に実施していくために、事業の企画立案に対し関係部門との調整にも積極的に参画するよう努めること。また、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を提供する施設に対する栄養管理は利用者に応じた身体状況、栄養状態等を踏まえた食事の提供が行われるよう必要な指導及び助言を行うこと。

#### (1) 地域における実態の把握及び分析

地域における健康や食生活の実態について、健康・栄養調査等の各種調査の結果、統計資料、保健、医療、福祉及び教育等関係機関又は関係団体並びに企業等の関係者からの情報等を総合的に分析し、市町村の行政栄養士との連携を図りつつ、実態把握及び分析を進めることにより地域における課題を明確にすること。また、国民健康・栄養調査の執行に関する事務を担うだけでなく、住民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、その結果を活用すること。さらに、大学及び研究機関との連携を深め、情報収集及び分析技術の向上に努めること。

#### (2) 事業の施策化及び計画策定

地域の実態把握及び分析で明らかになった課題について、都道府県健康増進計画（法第8条第1項に規定する都道府県健康増進計画をいう。）、医療計画（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の3第1項に規定する医療計画をいう。）、母子保健に関する計画、都道府県老人保健計画（老人保健法（昭和57年法律第80号）第46条の19に規定する都道府県老人保健計画をいう。）、都道府県老人福祉計画（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の9に規定する都道府県老人福祉計画をいう。）、都道府県介護保険事業支援計画（介護保険法（平成9年法律第123号）第118条第1項に規定する都道府県介護保険事業支援計画をいう。）、都道府県障害者計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第7条の2に規定する都道府県障害者計画をいう。）など各種計画（以下「都道府県の各種計画」という。）又は市町村の各種計画の策定に反映させるとともに、健康づくり及び食生活改善に関する事業の企画立案、予算化など具体的な施策の推進に積極的に参画すること。

特に、施策化にあたっては、住民参加を積極的に推進すること。

### (3) 政策評価

計画及び事業等について、目標設定と実施結果の評価を行い、次の計画、事業等に反映させる政策評価に積極的に参画すること。

特に、住民が健康づくり及び食生活改善に積極的に取り組む環境を整えるために、法の基本方針を踏まえ、住民にとって身近でわかりやすく、かつ、科学的根拠に基づく指標を用いた評価に積極的に参画すること。

### (4) 専門的な栄養指導、食生活支援

難病患者、合併症患者等疾病者に対する病態に応じた生活の質（QOL）の向上のための栄養指導、身体障害者・知的障害者等の自立支援、要介護者の療養に関わる支援を行う際には、個人の身体状況、栄養状態等に対応し、専門的な知識及び技術を活かした栄養指導を行うこと。

### (5) 特定給食施設等への指導

特定給食施設（法第20条に規定する特定給食施設をいう。以下同じ。）については、運営形態の複雑化及び利用者の多様化がみられる中、利用者の身体状況、栄養状態、生活習慣等を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供に努め、品質管理を行うよう努めること。また、若年期からの生活習慣病予防、高齢者の低栄養状態の予防等の観点から、施設の健康管理部門と連携した給食提供が図られるよう指導及び助言を行うこと。

法第21条に規定する、管理栄養士の配置義務に違反した場合及び栄養管理の基準に違反した場合には、法第23条に基づき都道府県知事が勧告及び是正措置命令を行うことができ、さらに措置命令違反の場合の罰則を設けている。したがって、特定給食施設の設置者に対する指導にあたっては、管内の特定給食施設の把握並びに当該施設に対する技術的な指導及び助言を行うとともに、必要があると認めるときは立入検査を行うこと。

なお、特定給食施設以外の給食施設であっても、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設については、法第18条第1項第2号の規定に基づき、その栄養管理について必要な指導及び助言を行うこと。また、宅配給食サービスを行う給食施設に対しては、利用者の健康づくり及び食生活改善のための自立支援の観点から指導及び助言を行うこと。

### (6) 食生活に関する正しい知識の普及

食生活に関する正しい知識及び適正な情報の提供を進めるうえでは、食品

の栄養面、安全面等に関する適切な情報の把握に努めること。また、栄養成分の表示や健康に配慮した献立を提供する食品事業者(飲食店を含む事業者、食料生産者、流通・販売者をいう。)、関係機関、関係団体及び住民の間での連携を構築し、地域に根ざした食文化の育成や伝承、地域産物の活用等、地域版の「食生活指針」の策定などによる食生活に関する正しい知識の普及・定着に努めること。

#### (7) 市町村に対する技術的な支援

市町村からの支援のニーズに的確に対応するために、大学、研究機関等との連携により、情報収集、調査研究等を進め、その結果を情報提供するとともに、市町村が行う栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する健康教育、健康相談及び栄養指導等の実施に関し、専門的で技術的な支援を行うように努めること。管内の市町村間の情報交換を促進するため、市町村間の広域的な連絡調整を図るように努めること。

なお、市町村健康増進計画策定には積極的に参画し、「栄養・食生活」等の分野に関する専門的・技術的な支援を行うこと。

さらに、市町村の行政栄養士に対する研修会の開催など行政栄養士の資質の向上等に努めること。

#### (8) 人材育成

地域において健康づくり及び食生活改善を推進する指導的人材を育成するため、保健、医療、福祉領域に従事する管理栄養士等や在宅栄養士に対して、必要な知識を教授すること。また、食生活改善推進員、健康づくり支援者(ヘルスサポーター)等のボランティアリーダー等の人材育成に努めること。その際には、地域保健対策に関わる各種専門職種のものにも協力してもらうよう要請に努めること。

#### (9) 連携体制づくり

地域の様々な力を集めた総合的かつ横断的取り組みにより、地域における実態の把握、施策化、政策評価等を通じて、地域の健康課題が効率的に解決できるよう、情報の共有や共通認識の形成に努めるために、保健所内部における関係部門の横断的な連携による総合的なサービスの提供に努めるとともに、管内の学校保健、産業保健をはじめ、医療、福祉、食品衛生、労働衛生、農林水産、環境等地域の関係機関及び関係団体との連携体制づくりを積極的に進めること。



### (10) 健康危機管理

食中毒、感染症、飲料水汚染、災害等の飲食に関する健康危機に対して、日頃から特定給食施設等との連携を密にするとともに、健康危機の発生時には、食生活改善推進員等のボランティアリーダー、住民、関係機関等からの情報収集及び提供が迅速に行える体制づくりに積極的に参画すること。

## 3 都道府県、政令市及び特別区の本庁における行政栄養士の業務

都道府県、政令市及び特別区（以下「都道府県」という。）の本庁における行政栄養士は、地域保健対策の推進のため、関係機関、関係団体、市町村、さらには国との連携のもとに、専門性をもつ施策及び広域的な計画の立案、推進を行うことにより、管下の健康づくり及び食生活改善に係る短期的、中長期的な施策の方向性を構築するとともに、人材の確保や資質の向上、専門的な情報の収集・蓄積・提供等の基盤整備を進めること。

特に、保健所の特定給食施設等に対する指導の体制整備を図るとともに、農業政策部門、教育委員会等と連携して、「健康日本21」及び「食生活指針」に基づいた具体的な事業を推進すること。

### (1) 地域における実態の把握及び分析

都道府県における健康・栄養調査等の各種調査結果、種々の統計資料等を総合的に分析することにより、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する健康課題を明確にし、市町村や保健所等における様々な計画策定、事業の推進に活用できるデータの収集、分析及びデータベース化を進め、当該情報の提供に努めること。

### (2) 事業の施策化及び計画策定

都道府県の各種計画又は市町村の各種計画の策定、健康づくり及び食生活改善に関する施策の立案、予算化など具体的な施策の推進に積極的に参画すること。

### (3) 施策評価

計画及び事業等について、目標設定と実施結果の評価を行い、次の計画、事業等に反映させる政策評価に積極的に参画すること。

特に、住民が健康づくり及び食生活改善に積極的に取り組む環境を整える

ために、法の基本方針を踏まえ、住民にとって身近でわかりやすく、かつ、科学的根拠に基づく指標を用いた評価に積極的に参画すること。

#### （４）特定給食施設等への指導

特定給食施設に対して、法においては、管理栄養士の配置義務に違反した場合及び栄養管理基準に違反した場合、都道府県知事が勧告及び是正措置命令を行うことができることとされ、さらに措置命令違反の場合の罰則が設けられたことから、保健所で行う特定給食施設指導が適正に行われるように体制整備を図ること。

なお、特定給食施設以外の給食施設であっても、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設については、法第18条第1項第2号の規定に基づき、その栄養管理の指導体制の整備を図ること。

#### （５）人材確保及び人材育成

地域保健対策の推進が図られるよう市町村や保健所、本庁の関係部門における行政栄養士の確保を図るよう努めるとともに、管下市町村及び保健所の行政組織の中で行政栄養士の専門性を活かした各領域への人材登用が図られるよう必要な措置を講ずること。

また、行政栄養士としての専門的、技術的な能力を發揮し、地域保健対策の推進に係る企画調整、計画策定及び事業評価が的確に遂行できる行政能力を養うための研修体系の確立に積極的に参画すること。

#### （６）連携体制づくり

本庁内部における保健、医療、福祉及び農業政策部門等関係部門間の連携並びに大学、研究機関等関係機関又は関係団体及び企業の関係者等との連携を積極的に進めること。

特に、地域における健康づくり及び食生活改善を効率的に推進するため、栄養士会、調理師会、外食産業、食品産業界等、住民の食生活と直接関係のある食生活改善推進員、健康づくり支援者（ヘルスサポーター）等のボランティア等民間団体との連携強化を図ること。

#### （７）健康危機管理

食中毒、感染症、飲料水汚染、災害等の飲食に関する健康危機に対して、都道府県等の健康危機管理対策全般の中での市町村や保健所との役割分担を明確にするなど、健康危機管理体制の確保に積極的に参画すること。